

水筒の持参についての確認

【 留 意 事 項 】

- 1 期間：令和2年5月15日（金）からとする。
- 2 飲み物は水かお茶に限定する。
- 3 ペットボトルや缶は禁止とする。＊ゴミの問題や衛生面でも不可
- 4 水分補給は休み時間のみとし、授業中はロッカーに保管する。
- 5 給水場所は各学級とし、音楽室や図書館などの特別教室には持ち込まない。
＊体育の授業に持って行くことは可とし、授業の前後で水分補給する。
- 6 廊下で飲む、歩き飲みする（登下校を含む）など、見苦しい行為はしない。
- 7 他人の水筒を要求（「飲まして」等）したり、あげたりしてはいけない。